

後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合の誤りについて

1 概要

令和4年10月1日から後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し（2割負担の導入）が施行されることに伴い、本広域連合では、後期高齢者医療制度の被保険者全員に、10月1日からの窓口負担割合を記載した被保険者証を作成し、お住まいの市区町村を通じ送付したところですが、一部の被保険者について、「1割」と記載すべきところを誤って「2割」と記載した被保険者証を作成・送付したことが判明しました。

○記載誤りの被保険者証を送付した被保険者数 1,119人(36市町村) (別紙のとおり)

2 記載誤りへの対応

記載誤りの被保険者証を送付した被保険者の方には、差し替えを依頼する文書と正しい窓口負担割合を記載した被保険者証を、本広域連合から、お住まいの市町村を通じ、10月1日の使用開始日に間に合うように9月27日(火)までに発送しました。

3 記載誤りが発生した原因

後期高齢者医療の窓口負担割合は、被保険者の前年所得により世帯単位で判定します。

その際、前年12月31日現在において、19歳未満の世帯員がいる世帯の世帯主である被保険者の所得について調整控除が適用される場合があります。今回の誤りは、調整控除の適用により窓口負担割合が2割から1割になる可能性のある被保険者を抽出する際に、本広域連合において誤った抽出条件を設定し、抽出漏れがあったため発生したものです。(市町村からの指摘により判明)

4 再発防止策

抽出条件の設定を誤った原因は、本広域連合における抽出条件の確認を口頭のみで行っていたことであると考えられますので、今後は、設定値を始めとした設定条件などを書面にし、かつ複数人で確認し、正確な事務処理を行うことにより、再発防止に努めます。

(参考1) 調整控除…同一世帯に19歳未満であって、その合計所得金額(※)が38万円以下の世帯員がいる世帯の世帯主である被保険者の所得については、次の調整控除を適用する

(※)「合計所得金額」19歳未満の世帯員が給与所得を有する場合は、当該給与所得金額から10万円を控除した金額(当該給与所得金額が10万円以下の場合は、0円)を給与所得金額として計算

「調整控除」=(33万円×16歳未満の人数)+(12万円×16歳以上19歳未満の人数)」

(参考2) 抽出条件の誤りについて

(正) 16歳未満の世帯員又は16歳以上19歳未満の世帯員がいる世帯の被保険者

(誤) 16歳未満の世帯員かつ16歳以上19歳未満の世帯員がいる世帯の被保険者

記載誤りの被保険者証を送付した被保険者数

市(区)町村		記載誤り 被保険者数	差替被保険者 証最終発送日	市(区)町村		記載誤り 被保険者数	差替被保険者 証最終発送日
		人				人	
1	名古屋市	63	9/27	31	田原市	44	9/21
2	豊橋市	118	9/22	32	愛西市	26	9/22
3	岡崎市	88	9/26	33	清須市	1	9/15
4	一宮市	83	9/22	34	北名古屋市	16	9/27
5	瀬戸市	12	9/26	35	弥富市	—	—
6	半田市	—	—	36	みよし市	25	9/27
7	春日井市	42	9/22	37	あま市	26	9/20
8	豊川市	74	9/20	38	長久手市	5	9/20
9	津島市	11	9/22	39	東郷町	—	—
10	碧南市	40	9/26	40	豊山町	—	—
11	刈谷市	59	9/27	41	大口町	—	—
12	豊田市	—	—	42	扶桑町	10	9/20
13	安城市	35	9/22	43	大治町	—	—
14	西尾市	122	9/22	44	蟹江町	6	9/20
15	蒲郡市	18	9/16	45	飛島村	5	9/22
16	犬山市	14	9/22	46	阿久比町	15	9/27
17	常滑市	—	—	47	東浦町	3	9/16
18	江南市	1	9/20	48	南知多町	—	—
19	小牧市	—	—	49	美浜町	8	9/27
20	稲沢市	26	9/21	50	武豊町	5	9/27
21	新城市	57	9/27	51	幸田町	—	—
22	東海市	—	—	52	設楽町	7	9/20
23	大府市	15	9/26	53	東栄町	—	—
24	知多市	—	—	54	豊根村	—	—
25	知立市	6	9/27				
26	尾張旭市	—	—				
27	高浜市	16	9/22				
28	岩倉市	—	—				
29	豊明市	—	—				
30	日進市	17	9/27				

計(36市町村) 1,119人